

# 山口県報

平成 22 年  
6 月 29 日  
(火曜日)



地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

## 山口県条例第二十号

地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方独立行政法人評価委員会として設置された地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、経営又は医療に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

### 目 次

条例	
地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例	一
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	二
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	三
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	四
山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	八
過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	九
山口県自然環境保全条例の一部を改正する条例	一〇
山口県立自然公園条例の一部を改正する条例	一四

山口県知事 二 井 関 成

- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 4 臨時委員は、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

山口県条例第二十一号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第七項及び第八項中「第三十八条第一項各号のいずれか」を「第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第十一項第四号中「第五十六条の二第三項」を「第五十六条の三第三項」に改め、同条第十四項第一号中「第五十六条の二第二項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第五十六条の二第二項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号ロ」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十条第七項及び第八項の規定並びに次項の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成二十二年四月一日（以下「適用日」という。）前に職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ。）であった者であつて、退職の日が適用日前であるもの及び適用日の前日において職員であつて、適用日以後引き続き職員であるものに対する改正後の条例第十条第七項及び第八項の規定の適用については、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

山口県条例第二十二号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

山口県知事 二 井 関 成

山口県知事 二 井 関 成

職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とする。

第三条の見出しを「（法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第一号中「同号」を「同条」に改め、同条第四号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員）」に、「両親が当該方法」を「育児休業」に改める。

第十一条第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員）」を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員）」に、「両親が当該方法」を「育児短時間勤務」に改める。

第二十八条第一項中「次に掲げる」を「育児短時間勤務をしている」に改め、各号を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画は、改正後の職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

山口県知事 二 井 関 成

#### 山口県条例第二十三号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「同項第一号の二」を「同項第二号」に、「同項第一号の三」を「同項第三号」に改め、「同項第二号の均等割額の算定期間」を削り、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第三十六条中「第五項、第二十四項、第二十七項及び第二十八項」を「第十九項、第二十二項及び第二十三項」に改める。

第三十九条の八中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二十六項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十一項」に改める。

第四十一条第一項第一号八及び同条第二項中「及び清算所得」を削る。

第四十四条第一項第一号八中「又は清算所得」を削り、同号八の表中「及び清算所得」を削り、同項第二号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第三号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第三項第一号八、第二号及び第三号中「及び清算所得」を削る。

第四十六条第一項第三号中「(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 法第七十二条の二十九第三項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の確定の日の属する事業年度終了の日から一月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで)

第四十六条第一項第五号を削る。

第六十五条の二中「千七十四円」を「千五百四円」に改める。

附則第七条中「及び清算所得」を削る。

附則第七条の二中「及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)」による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)」を削る。

附則第九条の四中「五百十一円」を「七百十六円」に改める。

附則第十七条の四の三第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第三項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第六項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条

約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第十七条の四の四中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第十八条中「（以下この条において「特例期間」という。）」及び「及び特例期間内における解散（合併による解散を除く。）」による清算所得に対する法人税額に係る法人税割」を削る。

附則第十九条第一項中「及び清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額に係る法人税割額」を削り、同条第二項中「、法第五十二条第二項第二号に掲げる法人にあつては同号に掲げる日」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。ただし、附則第十七条の四の三及び附則第十七条の四の四の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （県民税に関する経過措置）

2 改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下「所得税法等改正法」という。）第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「十月新法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法（以下「十月旧法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

##### （事業税に関する経過措置）

3 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（十月新法人税

法第十二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。( )が行われる場合、同日以後に解散(合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立(十月日法人税法第十二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。)が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

4 平成二十二年十月一日(次項及び第六項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであつた県たばこ税については、なお従前の例による。

5 指定日前に山口県税賦課徴収条例第六十三条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(同条例第六十五条の三第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(改正後の条例第六十三条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第十項において同じ。 )又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

一 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 千本につき四百三十円

二 改正後の条例附則第九条の四に規定する紙巻たばこ 千本につき二百五十円

6 前項に規定する者は、これらの者が卸売販売業者等である場合には同項の製造たばこの貯蔵場所ごとに、これらの者が小売販売業者である場合には同項の製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成二十二年総務省令第二十七号)で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、知事に提出しなければならぬ。

一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。 )及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

- 二 前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

7 第五項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第十二条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第三十九条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

8 第六項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

9 第五項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、改正後の条例第六十五条第二項中「前項」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十二年山口県条例第二十三号）附則第五項」と読み替えて、改正後の条例の規定中県たばこ税に関する部分（改正後の条例第六十五条の三、第六十五条の五及び第六十五条の七の規定を除く。）を適用する。

10 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第五項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、改正後の条例第六十五条の七の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が改正後の条例第六十五条の五の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法施行規則の一部を改正する省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正）

11 本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成十九年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「、第四項若しくは第五項」を「若しくは第四項」に、「、第七十二条の二十九第一項、第七十二条の三十第一項又は第七十二条の三十一第一項」を「又は第七十二条の二十九第一項若しくは第三項」に改める。

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

山口県条例第二十四号

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

山口県産業廃棄物税条例（平成十五年山口県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号から第四号までの規定中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

山口県知事 二 井 関 成

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

山口県条例第二十五号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例（昭和三十九年山口県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又はソフトウェア業」を「ソフトウェア業又は情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第十条で定める事業をいう。）」に改める。

第六条第二号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第六条の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

山口県知事 二 井 関 成

(経過措置)

2 平成二十二年三月三十一日以前に過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域内において、ソフトウェア業の用に供する改正前の過疎地域等における県税の特例に関する条例第三条第一項に規定する設備を新設し、又は増設した者並びにソフトウェア業の用に供する同条例第五条第一号に規定する家屋及びその敷地である土地を取得した者に係る県税の課税免除については、なお従前の例による。

3 平成二十二年四月一日以後に改正後の条例第三条第一項、第五条第一号又は第六条第二号の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該設備又は施設の建設に着手したものに對する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「当該設備又は施設の建設に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成二十二年山口県条例第二十五号)の施行の日から一月以内に」とする。

山口県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十六号

山口県自然環境保全条例の一部を改正する条例

山口県自然環境保全条例(昭和四十九年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 保全(第十条―第十四条)」を 「第二節 保全(第十条―第十四条)」に改める。

第一条中「うえ」を「上」に改め、「かんがみ」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第六条第二項第二号中「係る」の下に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第八条第二項第四号中「施設」を「事業」に改め、同条第三項中「告示しなければ」を「告示し、かつ、その保全計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第十条第三項ただし書中「第七号」を「第十号」に改め、「若しくは第二項」の下に「若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項」を、

「第六号」の下に「若しくは第七号」を加え、同項第七号を同項第十号とし、同項第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第十条第七項を次のように改める。

7 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなつた日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。

第十条第九項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等（第十四条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第十一条第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 認定生態系維持回復事業等を行うためにする場合

第十一条第四項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

第十二条第二項中「とる」を「執る」に改め、同条第六項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第十四条第一項中「第十一条第三項第六号」を「第十一条第三項第七号」に改める。

第三章第二節の次に次の一節を加える。

### 第三節 生態系維持回復事業

#### （生態系維持回復事業計画）

第十四条の二 知事は、生態系維持回復事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて行う事業であつて、当該地域における生態系の維

持又は回復を図るものをいう。以下同じ。)の適正かつ効果的な実施に資するため、自然環境保全地域に関する保全計画に基づき、審議会の意見を聴いて、生態系維持回復事業に関する計画(以下「生態系維持回復事業計画」という。)を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、生態系維持回復事業計画の廃止及び変更について準用する。

(生態系維持回復事業の実施)

第十四条の三 県は、自然環境保全地域における自然環境の保全のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

2 市町は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 県及び市町以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第二項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町にあつては知事の確認を、県及び市町以外の者にあつては知事の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第二項の確認又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第十四条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

一 生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。

四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第十四条の五 知事は、第十四条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(適用除外)

第十四条の六 前三条の規定は、生態系維持回復事業のうち国の機関の行う事業については、適用しない。

第二十八条第一項中「第十一条第三項第六号」を「第十一条第三項第七号」に、「とる」を「執る」に改める。

第三十条第一項中「第十一条第三項第六号」を「第十一条第三項第七号」に改める。

第三十四条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第三十五条中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第三十六条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第三十七条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年九月一日から施行する。

山口県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十七号

山口県立自然公園条例の一部を改正する条例

山口県立自然公園条例（昭和三十五年山口県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 保護及び利用（第十二条―第十八条）」を「第三章 保護及び利用（第十二条―第十八条）」に、「第四章 生態系維持回復事業（第十八条の二―第十八条の六）」を「第四章 生態系維持回復事業（第十八条の二―第十八条の六）」に、「第五章 保護及び利用（第十二条―第十八条）」を「第五章」に、「第六章」を「第六章」に、「第七章」を「第七章」に改める。

第一条中「すぐれた」を「優れた」に、「図り、もつて」を「図ることにより、」に改め、「資する」の下に「とともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。

第二条第一号中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第二号中「施設」を「事業」に改め、同条第三号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条に次の一号を加える。

四 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。

第六条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第一項中「及び公園事業」を削り、「聞いて」を「聴いて」に改め、同条第二項中「又は公園事業」を削り、「公示しなければ」を「公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第七条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第一項中「及び公園事業」を削り、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二

項中「及び公園事業」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(公園事業の決定)

第七条の二 公園事業は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

第八条に次の七項を加える。

4 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第二条第三号に規定する知事が定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない。県及び市町以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第八条の次に次の六条を加える。

(改善命令)

第八条の二 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

第八条の三 公園事業者である法人が合併(公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が市町である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が県及び市町以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第八条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休止)

第八条の四 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第八条の五 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第八条第二項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第八条第二項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内

に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第八条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

一 第八条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。

二 第八条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。

三 第八条の二の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第八条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第八条の六 知事は、第八条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第八条の七 知事は第八条第三項の認可を受けた者に対し、第七条の二から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十一条中「前三条」を「第八条から前条まで」に、「かかる」を「係る」に改める。

第十二条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

第十二条第三項中第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、同項第十号中「(以下この号において「指定動物」という。)」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第十二条第三項第九号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第十二条第三項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第十二条第四項を次のように改める。

4 前項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

第十二条第六項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」を「木竹の植栽又は家畜の放牧（第三項第十一号又は第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」に改め、同条第七項第一号中「する」を「行う」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等（第十八条の三第一項の規定により行われる生態系維持回復事業及び第十八条の三第二項の確認又は第十八条の三第三項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

第十四条第一項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同条第七項第一号中「する」を「行う」に改め、同項第五号中「する」を「行う」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「すでに」を「既に」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 認定生態系維持回復事業等として行う行為

第三十四条中「第十五条第一項」を「第八条の六又は第十五条第一項」に改める。

第三十五条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第八条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者（同条第三項の認可を受けた者に限る。）

二 第八条第十項の規定により認可に付された条件に違反した者

第三十六条中「第十四条第二項」を「第八条の二、第十四条第二項」に改める。

第三十七条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第八条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七章を第八章とし、第四章から第六章までを一章ずつ繰り下げ、第三章の次に次の一章を加える。

#### 第四章 生態系維持回復事業

##### (生態系維持回復事業計画)

第十八条の二 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めるものとする。

2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生態系維持回復事業の目標

二 生態系維持回復事業を行う区域

三 生態系維持回復事業の内容

四 前三号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を公示しなければならない。

4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

5 第三項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

##### (生態系維持回復事業の実施)

第十八条の三 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があるときは、自然公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

2 市町は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

- 3 県及び市町以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。
  - 4 第二項の認定又は前項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
    - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
    - 二 生態系維持回復事業を行う区域
    - 三 生態系維持回復事業の内容
    - 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項
  - 5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
  - 6 第二項の認定又は第三項の認定を受けた者は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町にあつては知事の確認を、県及び市町以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
  - 7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - 8 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。
  - 9 第二項の認定又は第三項の認定を受けた者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)
- 第十八条の四 知事は、前条第三項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。
- 一 自然公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。
  - 二 その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。
  - 三 前条第六項又は第九項の規定に違反したとき。
  - 四 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - 五 偽りその他の不正の手段により前条第三項又は第六項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第十八条の五 知事は、第十八条の三第三項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(適用除外)

第十八条の六 前三条の規定は、生態系維持回復事業のうち国の機関の行う事業については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県立自然公園条例(以下「改正後の条例」という。)第八条の六の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第八条第三項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

平成二十二年六月二十九日  
発行

発行  
行人所

山口県  
知事  
庁